

議案第89号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建築基準法施行令等の一部改正に伴い、既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する特例の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等の必要があるによる。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号及び第2項第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1 4の2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表中42の6の項を42の7の項とし、42の5の項の次に次のように加える。

42の6 施行令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の特例認定申請手数料	27,000円
--	---------------------------------	---------

別表第7 1の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第10 1の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表3の項中「建築物のエネルギー消費

性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。